

御前崎港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 20 年 3 月

御前崎港港湾管理者

静岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成6年5月 第18回静岡県地方港湾審議会
- ・平成6年8月 港湾審議会第150回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成8年9月 第20回静岡県地方港湾審議会
- ・平成8年11月 港湾審議会第161回計画部会

の議を経た御前崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 土地造成及び土地利用計画	2

変更理由

土地利用形態の変更の要請に対応するため、女岩地区及び御前崎地区における土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 土地造成及び土地利用計画

土地利用形態の変更の要請に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

1-1 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠 用 地	頭 地	港湾関連 用 地	交流厚生 用 地	工 業 地	交通機能 用 地	緑 地	合 計
女岩地区	(70) 70		(44) 44	(9) 9		(11) 11	(14) 14	(148) 148
御前崎地区	(25) 25		(22) 22		(26) 26	(11) 11	(6) 6	(89) 89

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

1-2 土地造成計画

(単位：ha)

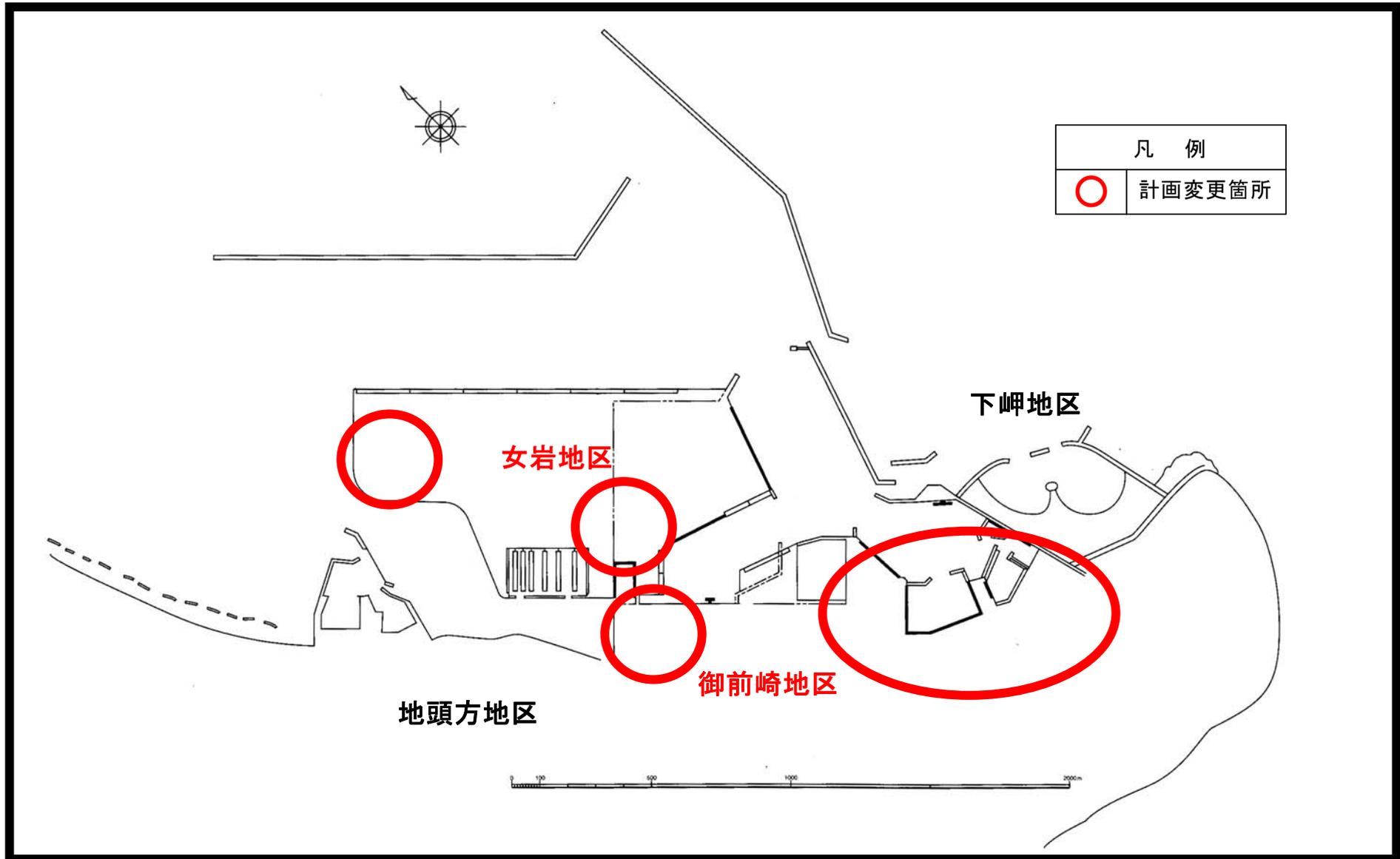
用途 地区名	埠 用 地	頭 地	港湾関連 用 地	交流厚生 用 地	工 業 地	交通機能 用 地	緑 地	合 計
女岩地区	(40) 40		(29) 29	(9) 9		(6) 6	(13) 13	(97) 97

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

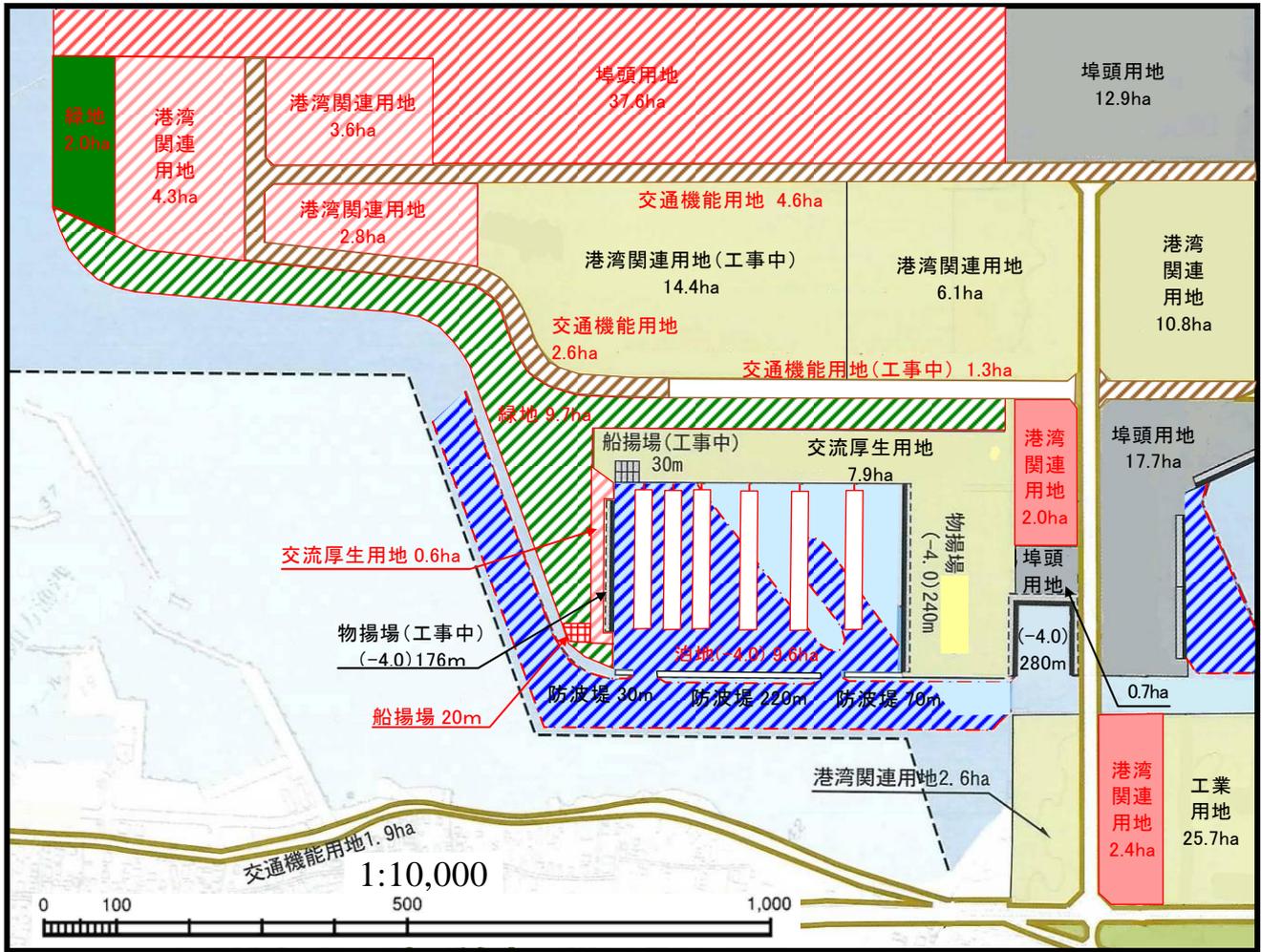
注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

御前崎港港湾計画位置図



御前崎港港湾計画図 (女岩地区・御前崎地区)



凡 例	
	航路・泊地 (既定計画)
	航路・泊地 (既 設)
	防 波 堤 (既 設)
	公 共 岸 壁 (既定計画)
	公 共 物 揚 場 (既 設)
	公 共 船 揚 場 (既定計画)
	公 共 船 揚 場 (既 設)
	小 型 さ ん 橋 (既定計画)
	埠 頭 用 地 (既定計画)
	埠 頭 用 地 (既 設)
	緑 地 (今回計画)
	緑 地 (既定計画)
	緑 地 (既 設)
	交 通 機 能 用 地 (既定計画)
	交 通 機 能 用 地 (既 設)
	そ の 他 の 用 地 (今回計画)
	そ の 他 の 用 地 (既定計画)
	そ の 他 の 用 地 (既 設)

